

# 第1回 違法なドローン飛行対策に関する検討会

## 議事概要

### 1 開催日時

令和7年10月7日（火）午後3時30分から午後5時40分まで

### 2 開催場所

警察庁第7・8会議室

### 3 出席者

#### (1) 有識者委員

鈴木 真二 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授  
星 周一郎 東京都立大学法学部教授  
松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部教授  
山田 洋 一橋大学名誉教授  
渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

#### (2) 警察庁

筒井 洋樹 警備局長  
今村 剛 警備局警備運用部長  
石川 泰三 長官官房審議官（警備局担当）  
山本 将之 警備局警備運用部警備第一課長

#### (3) オブザーバー

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（内政担当）付）  
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）  
宮内庁官房参事官  
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室長  
法務省刑事局公安課参事官  
外務省大臣官房儀典総括官  
経済産業省製造産業局航空機武器産業課次世代空モビリティ政策室長  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤室長  
国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長  
海上保安庁警備救難部警備課長  
原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門核物質防護指導官  
防衛省防衛政策局運用政策課長

### 4 議事概要

#### (1) 警察庁警備局長挨拶

筒井警備局長から開会の挨拶があった。

#### (2) 構成員紹介

事務局から構成員の紹介が行われた。

#### (3) 座長選出

山田委員が座長に選出された。

(4) 警察庁説明

山本警備第一課長から現行制度と課題について説明があった。

(5) 有識者委員説明

鈴木委員から小型無人機に関する最近の動向について説明があった。

(6) 自由討議

小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域の範囲、イエローゾーンの上空における飛行に対する罰則、違法なドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加、警察と対象施設管理者等との連携の在り方及びドローンの新たな技術動向を踏まえた対処方策について検討することとされたところ、有識者委員からの主な意見は以下のとおりであった。

ア 対象施設周辺地域の範囲について

- (イエローゾーンの範囲が「おおむね 300 メートル」とされた理由として、法制定当時市販されていた主なドローンの映像伝送距離が、市街地の場合、200~300 メートル程度であったことが挙げられる点に関して) 法制定当時には、映像伝送距離という明確な閾値となるものがあった一方、現在は、これがないに等しい状況であるため、(イエローゾーンの範囲については、) 対処するために必要な時間から一定の距離を割り出すことになるのではないか。
- ドローンの利用方法として、空撮（報道、番組、宣伝、測量、点検、警備及び捜索）、輸送（物流、医療機器の緊急輸送及びケーブルの敷設）、投下（農薬散布、播種及び消火）、中継（通信の中継及び遠隔操作の中継）及びサンプリング（放射線計測及び空中計測）が挙げられるが、最近では、都市部においても、外壁の点検や高所に設置された看板の点検等、様々な用途で活用されるなど、重要な社会インフラになっていることから、テロ等に悪用されることへの対策としての規制強化と、一般の利活用促進とのバランスを図る必要がある。
- (対象施設周辺地域でドローンを飛行させる場合には、対象施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への通報が必要となることに関して) 同意取得や通報の手続が、国民にとって分かりやすく、迅速にできるものでなければ、(イエローゾーンの範囲の拡大が) ドローンの利活用の妨げになる可能性がある。
- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）において注視区域を指定する制度があるが、これと同様に、対象施設周辺地域の指定に当たっては、透明性を確保することが重要である。周知を図り、その範囲を明確にしておかなければ、ドローンを利用する者に萎縮的な効果を与えることになる。

イ 罰則について

- (映像伝送距離の向上等によって遠隔から操縦することが容易に可能となっていることに関して) 警察官が操縦者を検索・発見して措置命令を行うことが現実的ではない状況となっているため、イエローゾーンの上空飛行を直

罰化することもやむを得ないのでないのではないか。特に、社会の注目を集めるために対象施設周辺地域でドローンを飛行させようとする者には、直罰化による抑止効果があるのではないか。

- 罰則については慎重な検討が必要であるところ、抑止効果を念頭に置き、レッドゾーンとイエローゾーンで、(対象施設に対する攻撃の)危険の度合いに差がなくなってきたことであることであれば、処罰するための要件として、イエローゾーンでは必ず措置命令を介さなければならないということについて、合理性があるとはいえないくなっているのではないか。
- イエローゾーンの範囲を拡大する必要性と併せて、イエローゾーンの上空飛行の罰則について検討する必要がある。

#### ウ 対象施設の追加について

- イエローゾーンの範囲の拡大に関する検討と同様に、一般の利活用促進とのバランスを図る観点から、必要最小限の規制とすべきである。
- サミットのような重要な国際会議の会場等について、条例によるローカルな規制で対応するのは違和感がある。
- 国内要人の一時的な居所について、テロ対策の観点からは、対象施設として指定する必要があるものの、指定しては解除するということを繰り返すこととなれば、その機会が非常に増えることとなり、恒常的な対象施設と異なり、周知を図ることも容易ではないため、運用面で工夫が必要ではないか。

#### エ 警察と対象施設管理者等との連携の在り方について

- 対象施設管理者が、自らが管理する対象施設の安全を守るのは、当然のことといえるのではないか。特に、原子力事業所については、経済安全保障上でも重要視されている施設であることから、警察と連携して対処することに違和感はない。
- 現行法で対応が可能と解されることであっても、明文化されていなければ、現場で実際に対応することは困難であろうから、警察官が対象施設の管理者等に命じて危害排除措置を行わせることについて、条文上それが可能であることを明確にする必要があるのではないか。

#### オ ドローンの新たな技術動向を踏まえた対処方策について

- 妨害電波の影響を受けないよう、光ファイバーを用いた有線ドローンが軍事的に利用されている。
- ドローンの性能は、今後ますます向上し、様々な利活用が図られることがある。本検討会では、これまでの性能向上を踏まえた検討を行うとしても、10年後などには再び見直す必要が出てくるのではないか。

以上